「防災本部の今後の取組み(防災本部の防災体制などに関すること)について」に係る現在の課題と今後の対応（案）

資料３－３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **【①事業所に関する情報の共有】**あらかじめ事業所ごとに関係する法令、施設の状況、取扱い物質等の基礎的な情報や、想定される災害のリスクについて、関係行政機関が情報を共有しておくことが有効。**対応（案）**堺市消防局が「危険物施設等に対する消防活動支援指針」に基づき事業所から提供を受けている情報等を参考に、防災関係機関、関係部局及び特定事業所の意見を踏まえ、事業所の情報の共有方法について、協議検討する。**【②災害対策基本法と石災法の防災体制の違いへの対応、本部と現地本部の役割の明確化】**災害対策基本法では、府と市町村がそれぞれ地域防災計画を策定し、災害発生時は、それぞれ災害対策本部を設置し、防災関係機関と協議・連携しながら防災活動を行うこととしている。一方、石災法では、石コン災害の特殊性を踏まえ、関係自治体、防災関係機関、事業者の相互連携による一体的な防災活動を行うこととしている。この違いにより、石コン災害発生時に、情報収集・対応協議の手順や本部と現地本部の意思決定などの役割分担について、担当間で認識にずれが生じるおそれがある。**対応（案）**風水害等活動事例が多い地域防災計画に基づく体制を踏まえ、石コン災害に対して、一体的な防災活動が行えるよう防災体制を検討し、必要に応じ見直しを図る。**〇現在の地域防災計画と石コン防災計画の防災体制** |  | **【③石コン災害発生時の防災関係機関の情報共有・一元化と現地本部等の対応】**　　防災計画では、現地本部において、発災現場や関係機関からの情報を収集・集約し、本部への報告や住民広報等の調整等を行うこととしている。しかし、現地本部で収集する情報の時点や詳細にばらつきがあると、迅速かつ正確な判断に支障を及ぼすおそれがある。山口県や愛媛県では、石コン計画に、災害発生時に、事業所に関係機関が参集し、情報収集、相互連携を一体として行う「現地連絡室」の設置を位置づけている。**対応（案）**山口県や愛媛県における「現地連絡室」の活動内容等を調査し、②の見直しと併せて、「現地連絡室」の設置及び現地本部等との役割の分担についても検討する。**〇現在の情報共有体制と現地連絡所設置の場合（山口県の概要）**現地連絡室で一元化された情報**【④危機管理担当職員の知見の習得、関係部局と連携した対応】**　　自治体の危機管理担当職員にとっては、石コン災害は、専門性が高く、知見の習得にはハードルが高い。一方、自治体の毒劇法や環境担当の職員（危機管理担当ではない）は、有害物質の漏えいに関する一定の知見を有するものの、災害対応に関する知見や経験が少ない。**対応（案）**研修テキストや訓練マニュアルを整備し、研修や図上訓練などを行い、危機管理担当職員には一定の知見の習得を求め、毒劇法や環境担当とも訓練への参加をはじめ、連携方法を協議検討する。**【⑤迅速かつ適切な広報の実施】**　　石コン災害の特殊性から、事前の準備がなければ、災害発生時に適切な広報を行うことが難しい。山口県や新潟県では、住民広報マニュアルを整備し、石コン災害の種類ごとに基本的な広報例文やフローチャートを準備しておき、状況に応じて、修正を加える方法がとられている。**対応（案）** これら他県のマニュアルを参考に、迅速かつ適切な広報の実施について協議検討する。 |